

# 青森県報

第三千四百十二号

平成二十三年  
七月十三日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類の指定……………(青少年男女共同参画課)……………一

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉課)……………二

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の名称変更の届出……………(同)……………二

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………(同)……………二

障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課)……………二

障害者自立支援法による障害者支援施設の指定……………(同)……………三

漁船保険付保義務の消滅……………(三八地域民局)……………三

漁船保険付保義務の発生……………(同)……………三

公 告

第一種大規模小売店舗立地法特例区域の決定……………(経営支援課)……………三

第二種大規模小売店舗立地法特例区域の決定……………(同)……………四

建設業者の許可の取消し……………(西北地域民局)……………四

右……………(同)……………四

選挙管理委員会

## 告 示

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局)……………五

政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同)……………五

政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同)……………五

公安委員会……………(警務課)……………六

青森県警察組織規則の一部を改正する規則……………(警務課)……………六

労働委員会……………(事務局)……………六

あつせん員候補者の氏名等……………(事務局)……………六

青森県告示第六百六号

青森県青少年健全育成条例(昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号)第十二条  
第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成二十三年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定番号	種別	名 称	発行者 (製作者)名	該当条項
一三〇二	書籍	裏モノJAPAN 八月号	鉄人社	青森県青少年健全育成条例第十二条第一項第一号該当
一三〇一		無敵恋愛S*girl 八月号	ぶんか社	
一三〇三		恋愛白書パステル 八月号	宙出版	
一三〇四		DASH ENTER TAINMENT 七月号	晋遊舎	
一三〇五				

青森県告示第六百七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
伊東内科小児科 財団法人黎明郷 リハビリテーシ ョン病院（医科）	弘前市大字元長町一六 平川市碓ヶ関湯向川添三〇	平成三〇・四・二〇 三三・三・三
財団法人黎明郷 リハビリテーシ ョン病院（歯科） 遠藤泌尿器科医 院	平川市碓ヶ関湯向川添三〇 弘前市大字代官町七五の一	" 三三・五・三〇
つしまクリニッ ク	五所川原市中央四丁目九九	三三・六・二〇
石田歯科医院 有限会社あおぞ ら調剤薬局	八戸市下長四丁目一九の一三 弘前市大字元大工町五二の四	三三・五・三三 三三・四・三〇

青森県告示第六百八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称又は氏名	所在地又は住所	変更年月日
変更前	弘前脳卒中センター	弘前市大字扇町一丁目二の一	平成三〇・四・一
変更後	弘前脳卒中・リハビリテーションセンター		

青森県告示第六百九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
乙供さくら薬局 アイン薬局東通 村店	上北郡東北町字上笹橋二三の二二 下北郡東通村大字砂子又字里二の二〇六	平成三〇・五・二 三三・六・一
碓ヶ関診療所 弘前脳卒中・リ ハビリテーショ ンセンター	平川市碓ヶ関湯向川添三〇 弘前市大字扇町一丁目二の一	三三・四・一 "
山松歯科クリニ ック	上北郡七戸町字七戸二九一の一	三三・五・二

青森県告示第六百十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

青森県知事 三 村 申 吾



規定により第一種大規模小売店舗立地法特別区域を定めたので、同条第二項の規定によりその内容を次のとおり公告する。

平成二十三年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

第一種大規模小売店舗立地法特別区域の内容

- 1 十和田市東一番町七の一、七の四、七の六、七の八七、七の二二九、七の二三一、七の二三五
- 2 十和田市稲生町一八二の一、一八三の二
- 3 十和田市稲生町二六の一、二六の二、二六の三、二六の五、二六の二一、二六の二二、二七の一、二七の二、二七の三、二七の四、二八の二

第二種大規模小売店舗立地法特別区域の決定

中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第五十五条第一項の規定により第二種大規模小売店舗立地法特別区域を定めたので、同条第四項において準用する同法第三十六条第二項の規定によりその内容を次のとおり公告する。

平成二十三年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

第二種大規模小売店舗立地法特別区域の内容

- 1 十和田市稲生町一四二の四、一四三の一、一四三の三、一四三の四、一四四の一、一四五の一、一四五の二、一四六の一、一四六の五、一四六の六、一四六の七、一四七の五、一四七の二五、一四七の二八、一四七の二九、一四七の二〇、一四七の二一、一四七の二三、一四七の二四、一四七の二六、一四七の三五、一四七の四九、一四七の五〇、一四七の五五
- 2 十和田市稲生町一九の五、一九の一、一九の二、二〇の一、二〇の九、二〇の二一、二〇の二二、二〇の二三、二〇の二四、二〇の二六、二〇の二七、二〇の二八、二〇の二九、二〇の三〇、二〇の三一、二〇の三二、二〇の三三、二〇の三四、二〇の三五、二〇の三六、二〇の三七、二〇の三八、二〇の三九、二〇の四〇、二〇の四一、二〇の四二、二〇の四三、二〇の四四、二〇の四五、二〇の四六、二〇の四七、二〇の四八、二〇の四九、二〇の五〇、二〇の五一、二〇の五二、二〇の五三、二〇の五四、二〇の五五、二〇の五六、二〇の五七、二〇の五八、二〇の五九、二〇の六〇、二〇の六一、二〇の六二、二〇の六三、二〇の六四、二〇の六五、二〇の六六、二〇の六七、二〇の六八、二〇の六九、二〇の七〇、二〇の七一、二〇の七二、二〇の七三、二〇の七四、二〇の七五、二〇の七六、二〇の七七、二〇の七八、二〇の七九、二〇の八〇、二〇の八一、二〇の八二、二〇の八三、二〇の八四、二〇の八五、二〇の八六、二〇の八七、二〇の八八、二〇の八九、二〇の九〇、二〇の九一、二〇の九二、二〇の九三、二〇の九四、二〇の九五、二〇の九六、二〇の九七、二〇の九八、二〇の九九、二〇の一〇〇

- 3 十和田市東一番町七の一、七の三五、七の三二二、七の三三三、七の三三四、七の三三五、七の三三六、九の二、九の二〇、九の二一、九の二五、七の二一及び九の二〇及び九の二五に接する水路の一部

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社大和工業
- 二 代表者の氏名 和島 ひろみ
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字飯詰字福泉八五の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第〇一二八四六号
- 五 取消年月日 平成二十三年六月十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築、管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十三年一月十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社丸源産業
- 二 代表者の氏名 工藤 昭義
- 三 主たる営業所の所在地 北津軽郡板柳町大字灰沼字玉川四五の一

四 許可番号 青森県知事許可(特 一八)第〇一〇三二七号

五 取消年月日 平成二十三年六月十五日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年六月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第七十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年七月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体  
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
相馬繁後援会	岩間 泰文	相馬 正弘	南津軽郡田舎館村大字八反田字古館一四二の一	平成三・六・二六

青森県選挙管理委員会告示第七十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成二十三年七月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
太田満則後援会	主たる事務所の所在地	東津軽郡平内町大字小湊字後泡三九の三〇	東津軽郡平内町大字小湊字後泡三九の二一	平成三・六・二
さいとうたかあき後援会	会計責任者	手間本 幸路	米田 貴則	三・六・二〇
新しい風の連帯会議	代表者	伝法谷 良二	鎌田 一寿	三・六・二四
阿保淳之進後援会	代表者	伝法谷 もと子	伝法谷 良二	三・六・二七
斉藤ちかし後援会	主たる事務所の所在地	弘前市大字二町田字村元七一の四	弘前市大字一町田字早稲田七七〇の二	三・六・三
代表者	代表者	齊藤 爾	齊藤 ちかし	三・六・三
代表者	代表者	小枝 昌代	齊藤 幸子	三・六・三
目時むつお後援会	代表者	山本 信悦	桑田 芳広	三・六・二六
山崎力心暖会	代表者	今村 魁次	一戸 兼一	三・六・三〇

青森県選挙管理委員会告示第七十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年七月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
民主党青森県五所川原市支部	平成三・六・三	平成三・六・七
民主党青森県弘前市支部	三・六・七	三・六・三〇

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
八反田を考える会	平成三・六・六	平成三・六・六

### 公安委員会

青森県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年七月十三日

青森県公安委員会委員長 加 福 善 貞

青森県公安委員会規則第八号

青森県警察組織規則の一部を改正する規則

青森県警察組織規則（昭和三十六年十一月青森県公安委員会規則第十五号）の一部

を次のように改正する。

第二十四条を次のように改める。

第二十四条 削除

附 則

この規則は、平成二十三年七月十四日から施行する。

### 労働委員会

あつせん候補者の氏名等

労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、あつせん候補者を次のとおり公示する。

平成二十三年七月十三日

青森県労働委員会会長 石 田 恒 久

氏 名	職 業
石田 恒久	青森県労働委員会委員 弁護士
大澤 一實	青森県労働委員会委員 弁護士
赤城 国臣	青森県労働委員会委員 弘前大学名誉教授
今 喜典	青森県労働委員会委員 青森公立大学経営経済学部教授
前田 みき	青森県労働委員会委員
山内 裕幸	青森県労働委員会委員 全日通労働組合青森支部執行委員長
上野パティ	青森県労働委員会委員 オールサンデーユニオン中央執行副委員長
宮古 武	青森県労働委員会委員 三八五労働組合中央執行委員長

三上 善弘	深澤 守	山谷 清人	寺下 一之	沼田 廣	前田 清敏	北村真夕美	石田 隆志	葛西藤八郎
青森県労働委員会事務局次長	青森県労働委員会事務局次長	青森県労働委員会委員 社団法人青森県経営者協会専務理事	青森県労働委員会委員 寺下建設株式会社代表取締役副社長	青森県労働委員会委員 株式会社丸石沼田商店代表取締役社長	青森県労働委員会委員 前田電子株式会社代表取締役会長	青森県労働委員会委員 株式会社青森経営研究所代表取締役社長	青森県労働委員会委員 日本労働組合総連合会青森県連合会会長	青森県労働委員会委員 弘前航空電子労働組合執行委員長

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭